

令和8年度 千葉県奨学生（第2次募集）について（お知らせ）

千葉県では、高等学校等に在学中、経済的負担を軽減し安心して学習できるように、奨学資金の貸付け（無利子）を行っています。

奨学資金の貸付けを希望される方は、申請書類等を事務局会計課窓口にて受け取り（平日 8:20～16:40）、申込期限までに必要書類をご提出ください。

1. 応募資格

- (1) 高等学校等に在学すること。
- (2) 保護者（親権者）が千葉県内に住所を有すること。
- (3) 修学意欲があり、かつ性行が正しいこと。
- (4) 経済的理由により修学が困難なこと。
- (5) 「母子及び父子並びに寡婦福祉資金（修学資金）」の貸付けを受けていないこと。

2. 経済的理由の基準

収入金額が、千葉県教育委員会の定める採用の収入基準額以下であること。

[収入・所得の目安表]

区分	給与収入の場合	給与収入以外
4人世帯	735 万円	340 万円
5人世帯	882 万円	474 万円

※給与所得の世帯は収入金額（税込み）、給与所得以外の世帯は収入金額から必要経費を引いた金額。

※収入は、親権者(父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人)の収入の合計。

3. 貸付条件

連帯保証人（親権者）のほかに保証人（別生計の成年者）が必要です。

4. 貸付月額

区分	自宅通学	自宅外通学
貸付月額	10,000 円	15,000 円
	20,000 円	25,000 円
	30,000 円	35,000 円

5. 貸付期間

令和8年10月分から卒業するまで（正規の修学期間のみ）

6. 貸付方法

生徒本人の口座に毎月振り込みます。

初回の貸付けは、審査終了後となります（初回複数月分）。

7. 返済方法

貸付の終了月の翌月から6カ月経過した後、規定の年数内(10～14年)に原則として毎月の口座振替により返還していただきます。

8. 返済猶予

大学等に進学、又はその準備期間中の場合は、その期間返還を猶予する制度があります（免除・減額ではありません）。なお、返還の猶予を受ける際は、返還猶予申請の手続きが必要です。

申込期限 令和8年10月2日(金)